

第2回インフラメンテナンス大賞

応募要領

平成29年10月

1 インフラメンテナンス大賞の趣旨

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられています。

これらのインフラの老朽化が今後も進行していく中で、インフラによってもたらされる我が国の活力や生活、環境、景観、安全・安心の機能を維持していくためには、インフラのメンテナンスに国全体で取り組む必要があります。

この表彰は、我が国の大臣賞にインフラが直面する老朽化やその対策に必要な担い手不足の問題に対応して、インフラメンテナンスの現場における工夫やメンテナンスを支える活動、インフラメンテナンスの効果的・効率的な実施を実現した研究・技術開発の優れた成果を収めた取組の関係者を顕彰することで、我が国のインフラの機能の維持を目指すものです。

2 表彰の対象

以下のア～ウの3つの部門において、日本国内のインフラメンテナンスに係る優れた効果・実績を挙げた取組や技術開発を行った者（個人及び施設管理者・企業・団体等の活動グループ）を表彰します。

ア メンテナンス実施現場における工夫部門

施設管理者が管理するインフラについて、当該施設管理者自ら又は委任、委託等を受けた企業、団体等が行うメンテナンス活動における工夫（ウに該当するものを除く）

イ メンテナンスを支える活動部門

アの取組以外で、市民活動や人材育成等のインフラ機能の維持に貢献するために行う活動（ウに該当するものを除く）

ウ 技術開発部門

調査・計測手法、計画・設計手法、施工技術、施工システム、維持管理手法（点検・診断技術、モニタリング技術を含む）、材料・製品、機械、維持管理データ管理におけるインフラメンテナンスを効果的・効率的に改善する研究・技術開発

※本表彰でいう「インフラ」とは、別表に掲げるものをいいます。

※本表彰でいう「メンテナンス」とは、インフラの維持、補修、修繕等の維持管理及び更新のことをいい、被災後の復旧のみを目的とする補修・修繕等や、料金徴収のみの業務は含まれません。

3 応募条件

- (1) 応募する取組や技術開発を行った者が自ら応募してください。また、大賞事務局との連絡窓口となる連絡担当者を定めてください。
- (2) 活動グループは同一の企業、事業所、部署等に所属している必要はありません。取組を担当した者又は代表する者7名以内を応募者としてください。また、表彰式等において代表する者（1名）を応募者の中から定めてください。
- (3) 応募する取組や技術開発は、別表に記載する分野の実績を有することを条件とします。実績の時期は問いませんが、過去数年に実績が無い場合は「継続性」や「メンテナンス分野への波及効果、影響」の評価に影響する場合があります。
- (4) 応募する取組や技術開発が、別表に示す分野の複数にまたがる場合は、最大3分野（主分野1つ、副分野2つ）まで応募することができます。
- (5) 同一の応募者が複数の取組や技術開発に応募することは可能です。
- (6) 過去に本賞を応募した取組や技術開発についても、前回の応募時のものと比べて新たな内容又は付加的な事由が存在する場合には、前回の応募時の内容を含めて再応募することができます。

4 受賞に必要な資格

- (1) 受賞者及び受賞者が属する企業・団体等の国籍は問いません。
- (2) 既に国家栄典（叙勲、褒章）を受けている方は受賞対象とはなりません。ただし、中央省庁又はその他の機関（地方公共団体、業界団体等）による表彰制度の受賞者は対象となります。
- (3) 受賞者の著しい偏りを防ぎ、幅広く受賞機会を確保する観点から、同一の代表者が複数の賞を受賞をすることはできません。また、国家公務員のみで構成さ

れる場合は、受賞対象となりません。

- (4) 受賞した応募内容を開示することについて問題が無いことを条件とします。
- (5) 応募内容については、他の特許等を侵害していないこと、又は係争中でないことを条件とします。
- (6) 禁固刑以上の刑歴を有する場合及び社会通念上不適切と思われる場合は受賞対象から除外します。

5 審査及び表彰

有識者で構成される選考委員会を設置し、選考委員会での審査を経て、受賞者の選考を行います。審査・選考にあたっては、取組や技術開発の開始時点又は現時点までにおける次の評価項目とその評価の視点に基づき、総合的に審査します。ただし、大臣賞は主分野としての応募案件から、特別賞及び優秀賞は主分野又は副分野としての応募案件から選考します。

(評価項目)

① 着眼点

革新性・独創性

② 取組姿勢

積極性・継続性

③ 効果[※]

生産性・効率性（業務効率、性能・品質、安全性、コスト縮減等）

地域貢献度（インフラ荒廃の防止、地域特性の活用、地域発展や地域コミュニティ維持への貢献等）

④ 外部効果

メンテナンス分野への波及効果、影響（異分野参入、メンテナンス産業の活性化、担い手育成、理念普及、先導的役割、学術・技術の向上、メンテナンス分野における広い普及、幅広い応用）

[※]評価項目③については、応募内容に応じて、評価項目「生産性・効率性」、「地

域貢献度」のいずれかを応募者が選択の上、応募していただきます。

なお、受賞案件の数は以下のとおりです。

総務大臣賞、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、
防衛大臣賞：原則各省別の部門ごとに1件（計18件）、及び全部門から情報通信技術
の優れた活用に関する総務大臣賞1件、計19件以内

特別賞：大臣賞に準ずるものとして特に表彰すべき取組・技術開発がある場合に
6件以内。

優秀賞：特別賞と合わせて最大24件程度。

6 応募方法

(1) 応募書類等

応募にあたっては、所定の応募書類等を作成していただく必要があります。応募書類は以下のホームページからダウンロードをお願いします。

ホームページ：

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000175.html

なお、受賞者には、広報用のプレゼンテーションビデオを提出いただきますので、ご了承ください。

(2) 応募書類等の提出

応募にあたっては、所定の応募書類等について、下記に記載のとおり、応募専用アドレスに電子メールにて送付いただくとともに、下記の送付先まで郵送で送付してください。なお、提出された応募書類等は返却いたしませんので、ご了承ください。

提出物は以下のとおりです。資料はすべてA4判としてください。

[電子メールで送付する資料]

(1) 応募様式の電子データ（PDF形式及びExcelデータ） 各1部

- 様式—1（応募申請書）
- 様式—2（取組概要）
- 様式—3（応募者情報）
- 様式—4（取組詳細）（共通）
- 様式—5（取組詳細）（技術）※技術開発部門に応募する場合のみ
- 様式—6（取組詳細）（その他）
- 様式—7（再応募関係資料）※過去に応募した取組が含まれる場合のみ
- 様式—8（応募要件確認書）※押印無しのデータで構いません

[郵送する資料]

- (1) 応募様式の紙媒体 各2部
 電子メールで送付した各様式
 (様式—8については署名、押印された紙原紙)
- (2) 応募様式の電子データを保存した記録メディア 2部
 ※(2)の記録メディアはCD-R又はDVD-R、Windows対応

(3) その他

- ア 応募に際して手数料等はありません。ただし、送料は応募者の負担とさせていただきます。
- イ 郵送の場合には、簡易書留又は宅配便にて郵送してください。
- ウ 提出された書類に不備がある場合、審査対象から除外する場合がありますのでご注意ください。特に、社外秘等のいかなる理由であっても、記載を求める項目・内容について記載の無い場合は書類に不備があるとみなされる場合があります。
- エ 郵送中の事故や通信障害等で応募書類が届かない等の問題が発生した場合についても責任を負いかねます。
- オ 応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いかねます。
- カ 応募書類は日本語で記載してください。

- キ 受賞候補者の審査にあたって、書類内容の確認、追加資料の提出のお願いなど、事務局から応募者に対して連絡をさせていただくことがあります。
- ク 応募書類に記載する文書、図表、写真、イラストなどは著作権等に留意し、使用許可が発生する場合は、応募者の責任において必ず許可を得てください（他者の著作物を引用する場合などは出所を明示してください）。
- ケ 受賞者発表前の候補者に関するお問い合わせや審査状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。

【応募書類の提出先】

電子メールの場合：hqt-maintenance-taisho@ml.mlit.go.jp

※送信するメールの件名は、「第2回インフラメンテナンス大賞の応募」としてください。

※送付するメール1通あたりの容量は5メガバイト以内としてください。

※連絡先として、メールに企業、団体等名、所属名、担当者氏名、電話番号、メールアドレスを記載ください。

郵送の場合：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課

第2回インフラメンテナンス大賞担当 宛

※上記への持参も可。

7 応募期間

平成29年10月4日（水）から平成29年11月30日（木）までとなります

※郵送の場合、応募期間中に必着。

※持参の場合、応募期間最終日の18:00までに持ち込み。

8 受賞者の発表・表彰式

（1）受賞者の発表

受賞者の発表は平成30年5月を予定しています。受賞者及び受賞内容については、連絡担当者あてに通知します。

(2) 表彰方法

受賞者に対して表彰式を行います。受賞者に対しては、表彰状及び楯の授与（表彰状：受賞者の構成員全員に1枚ずつ、楯：取組や技術開発に対して1つ）を行います。表彰式等の詳細については追って公表します。

なお、表彰発表後に禁固刑以上の刑に処された場合及び社会通念上不適切と判断される状況が明らかとなった場合は、受賞を取り消し、表彰状等は返納することとします。

(3) 受賞後の広報・PR等

受賞者の方には、受賞後の広報・PR活動、各種イベント等へのご協力をお願いすることがありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

国土交通省 総合政策局公共事業企画調整課 インフラメンテナンス大賞担当

E-Mail : hqt-maintenance-taisho@ml.mlit.go.jp

※原則、上記 E-mail にてお問い合わせください。

これにより難しい場合は、下記電話または F A X にてお問い合わせください。

(T E L) 0 3 - 5 2 5 3 - 8 9 1 2

(F A X) 0 3 - 5 2 5 3 - 1 5 5 1

受付期間：平成29年10月4日（水）～平成29年11月28日（火）

（土・日・休日を除く平日の9:30～17:00 までとします。ただし12:00～13:00は除きます。）

分野	対象施設	担当省庁
道路	道路施設(橋梁、トンネル、大型の構造物(横断歩道橋、門型標識、シェッド等)等)	国土交通省
河川・ダム・砂防・海岸	河川(ダム・堰・水門・堤防等)、砂防関係施設、海岸保全施設(水管理・国土保全局所管)	
下水道	下水道施設	
港湾・海岸	港湾の施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設)、海岸保全施設(港湾局所管)	
空港	空港土木施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等)	
	航空保安施設	
	空港機能施設(航空旅客の取扱施設)	
鉄道	鉄道(線路、停車場、電気設備、運転保安設備)	
	軌道(軌道、線路建造物、電力設備、保安設備、通信設備)	
	索道(索道線路等、停留場、原動設備、握索装置等、保安設備)	
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物(門型標識等)	
航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)	
公園	都市公園等(都市公園、特定地区公園(カントリーパーク))	
住宅	公営住宅	
	公社賃貸住宅	
	UR賃貸住宅	
官庁施設	官公庁施設のうち庁舎	
情報通信関係施設	電気通信事業者及び放送事業者が役務の提供のために所有する施設及び設備	総務省
郵便局施設	郵便局の施設及び設備	
文教施設等	公立学校施設(専修学校・各種学校含む。)、私立学校施設(専修学校・各種学校含む。)、国立大学法人施設(専修学校含む。)、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、地方公共団体が設置する公立社会教育施設(公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センター)等全般、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、国立科学博物館、国立美術館、国立文化財機構、教員研修センター、科学技術振興機構(日本科学未来館)、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会、日本学生支援機構	文部科学省
水道	水道施設(管路施設、浄水施設)	厚生労働省
医療	病院(独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する施設、公的医療機関)	
福祉	社会福祉施設等(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び都道府県・市町村等が設置する公立の入所・通所施設(保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設等))	

分野	対象施設	担当省庁
雇用	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する施設(職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター) 借受施設を除く	
年金	年金事務所	
農業農村	農業水利施設(ダム、頭首工、水路、用排水機場、ため池等)、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設等	農林水産省
林野	治山施設(保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等)、林道(橋梁、トンネル等)、海岸防災林、保健保安林等	
水産基盤等	漁港施設(外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設等)、漁場の施設、漁業集落環境施設、海岸保全施設等	
自衛隊施設	防衛省が管理する施設	防衛省